

別 紙

答申第74号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

ただし、当初決定において対象公文書に特定していなかった「島根県公立学校教員指導力審査委員会意見書」（以下「審査委員会意見書」という。）については、対象公文書に追加して改めて公開決定等をするべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成18年10月19日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があり、同年10月30日付けで補正書の提出があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
平成 年 月から平成 年 月までの間で、「島根県公立学校教員指導力審査委員会」（以下「指導力審査委員会」という。）で行われた「審査委員会」の全部記録の写し（以下「会議録」という。）及びテープ録音及び最新式の録音方法による録音全部（以下「テープ録音等」という。）の交付。
「審査会」で扱った書面及び資料等の全部の写し、協議資料全部（以下「審査委員会資料等」という。）の交付。
- (3) この請求に対して、実施機関は、指導力審査委員会の会議録、テープ録音等及び審査委員会資料等（平成18年10月2日付けで請求したものを除く。）について、公文書公開請求に係る公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により、同年11月1日付けで非公開決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年11月6日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年12月21日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件公文書の非公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。
ア 本来作成されているのが当然のものばかりなので、作成されていないことはないはずであり、公開・交付すべきである。
イ 審査会の会議録は責任を持って作成されるべきであり、実施機関での恣意的な非公開や、密室化による情報隠しは許されないことである。
ウ 「審査会」の各委員の主張は明確に周知されるべきであり、会議記録を作成しないことは、その「審査会」は不公正なものであり、公正さを疑われてもしかたのないことになる。
エ 行政の説明責任を果たすためにも、会議録、議事録の作成は必要不可欠である。

- オ 会議録を作成しないことは、大変な不備であり、職務・公務である審査会の記録欠如は、実施機関・行政の職務怠慢につながることである。
- カ 「島根県公立学校教員指導力審査委員会の組織及び運営に関する要領」に定めがないことは、作成しない正当な理由にならない、むしろ「要領」不備である。
- キ 「審査会」としての「結論」に至る、意思形成過程・審議過程が重要であり、その公開が必要不可欠である。
- ク 当事者の一生を左右する「審査会」の「答申」である。ならば、それ相当の「説明責任」のために、記録とその全部開示は絶対にされるべきものである。
- ケ 「審査会」は年1回しかないといえども、当事者は1年間という長期間ごとに継続して「審査会」に関わり「拘束」され、現実(実態)からすれば「継続した」審査会であり、委員の前回審査会での議論を踏まえた、共通認識の下で検討を行うためにも、会議の記録は必要である。
- コ 各委員の率直な意見が得られなくなるおそれが、会議の記録を作成しない理由にはならない。
- サ 会議の記録、議事録を作成しないという不公正は、国民・県民の「知る権利」を著しく侵害しており、「原則公開」の情報公開制度を無視した、不当・不法行為である。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 平成 年 月から平成 年 月までの間で行われた「指導力審査委員会」の会議録について
- ア 指導力審査委員会は、平成 年 月から平成 年 月までの間に3回開催されたが、そのいずれにおいても会議録は作成していないため、非公開決定とした。
- イ 島根県教育委員会は、指導力審査委員会の委員の個々の意見を参考にして認定及び解除等の対応を検討するのではなく、指導力審査委員会の結論のみを答申として受け、その答申をもとに、認定及び対応の決定並びに判定後の措置等の決定を行っているため、会議録を作成する必要はない。
- ウ 会議録は、継続して指導力審査委員会が開かれ、前回までの議論を踏まえた一定の共通認識の下で検討を進める場合には必要であるが、指導力審査委員会は原則として年1回の開催であり、継続して審査することはなく、前回までの会議録は必要ない。
- エ 指導力審査委員会では特定個人の人事管理上の措置及び処分等に関する検討が行われており、会議録を作成すると、各委員の率直な意見が得られなくなるおそれがあるため、会議録は作成していない。
- (2) 平成 年 月から平成 年 月までの間で、「指導力審査委員会」で扱った審査委員会資料等及びテープ録音及び最新式の録音方法による録音(以下「テープ録音等資料」という。)全部について
- 平成18年10月2日付けの情報公開請求において、指導力審査委員会における資料はすべて部分公開しており、この部分公開決定の非公開理由は、非公開理由説明書で説明している。
- また、テープ録音等資料は作成していないため、該当する公文書が存在せず非公開決定とした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成 年 月から平成 年 月までに開催された、指導力審査委員会の会議録及び審査委員会資料等、テープ録音等資料である。

(3) 会議録の不存在について

実施機関は逐語で記録した会議録はその必要性がないため作成していないが、指導力審査委員会の結果がわかるものとして、審査結果、審査委員意見等を記入し、委員長印を押印した審査委員会意見書を作成していることが判明した。この審査委員会意見書については、当初決定において対象公文書として実施機関が特定していなかったものである。

この審査委員会意見書を見分したところ、審査年月日、所属名、職名、氏名、生年月日、審査内容、審査結果、審査委員意見の欄が設けられ諮問された各教諭毎に作成されていた。

このように、会議の結果については別の公文書としてまとめられており、会議録を作成する必要がないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

しかし、この審査委員会意見書は、請求内容の「審査委員会の全部記録」に該当するものと認められ、本件請求の対象公文書として特定すべきである。

(4) 審査委員会資料等、テープ録音等資料の不存在について

実施機関は、「平成18年10月2日付け情報公開請求において、審査委員会資料等は全て部分公開している。」と説明している。

この審査委員会資料等については、別案件である諮問第74号の対象公文書として当審査会に提出され、その内容について審議している。この審査委員会資料等は会議次第、「児童生徒に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱」に定められた報告書、評価表等の様式及び当該様式の参考のため添付される出勤簿、休暇・欠勤簿等の添付資料で構成され、諮問された各教諭毎に作成されている。

これらの審査委員会資料等を見分したところ、各指導力審査委員会毎に各教諭の審査内容に応じた報告書、評価表、指導記録、意見書等の指導力審査委員会が意見書を作成するために必要な判断材料となる十分な審査委員会資料等であり、これらとは別の審査委員会資料等及びテープ録音等資料の存在をうかがわせる事情もなく、平成18年10月2日付け情報公開請求において、審査委員会資料等は全て部分公開しているという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第 7 3 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 8 年 1 2 月 2 1 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 1 9 年 2 月 1 6 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 1 9 年 3 月 2 6 日	異議申立人から意見書を受理
平成 2 1 年 6 月 1 8 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 1 年 7 月 1 6 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 2 1 年 8 月 2 0 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 1 年 9 月 1 7 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 2 2 年 1 月 2 7 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	